

[事案 19-26] 保険料返還請求

- ・平成19年11月6日 裁定申立受理
- ・平成20年2月12日 裁定終了

< 事案の概要 >

被保険者が余命いくばくもないことを知っていたにもかかわらず、月払いに払込変更を勧めなかったために、死亡保険金から未払いの年払保険料が差し引かれたことについて保険料年払いを月払いに変更し、月払保険料(1月分)と年払保険料の差額を返還して欲しいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

年払契約の保険に加入していた夫が、年払いの保険料期間(契約日の1年目ごとの応当日から翌応当日の前日までの期間、本件の場合3月1日～翌年2月末日)のひと月目である3月に死亡した。保険料を支払わなかったところ、死亡保険金支払時に年払保険料(21万7千円余)を差し引かれたが、月払いにしていれば保険料は1万8千円余で済んだのに納得できない。

保険会社は、契約成立の時点(昭和59年3月)、年払いに変更する時点(昭和60年3月)、契約者の死亡直前の保険料期間開始前の時点(平成19年2月)において、「年払契約では保険料期間の途中で死亡した場合には保険料は返還されない」との説明をせず、かつ被保険者が余命いくばくもないことを知りつつも、契約者に有利な月払いの方法への変更を勧めなかったことは重大な説明義務違反である。

また、明らかに保険業法、消費者契約法等にある禁止行為(消費者の利益となることだけを告げ、不利益となることを告げずに募集する行為)に当たるので、19年3月に遡り月払いに変更し年払保険料と月払保険料ひと月分の差額(19万8千円余)を返還してほしい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 「保険料不可分の原則」(保険契約が途中で終了した場合、保険者は保険料計算の基礎とした単位期間である保険料期間全部の保険料を取得でき、保険料期間のうち未経過期間に対応する保険料を保険契約者に返還する必要がない)に基づいて、保険約款上「保険料の払込方法が年払契約の場合、2年目以降の保険料は契約日の1年目ごとの応当日(「契約応当日」)の属する月の初日から末日までの期間内に払い込む必要がある旨定め、払い込むべき保険料はそれぞれの応当日から翌応当日の前日までの期間(「保険料期間」)に対応する保険料と定め、保険料が払い込まれないまま保険料期間に死亡した場合等は、保険金から未払込保険料を差し引く旨定めている。

申立人の夫が死亡した当時(3月12日)、本件保険契約についての3月1日から翌年2月末日までの期間に対応する保険料の払込みがなかったため、約款規定に従い申立人に対し未払込保険料を差し引いて死亡保険金を支払ったものである。

- (2) 保険契約の附合契約性に照らせば、保険会社は契約者に対し保険約款の内容について逐条的・網羅的に説明すべき義務を負うものではない。また、前記のとおり保険料取扱いに関する約款規定は、「保険料不可分の原則」から導かれる事項を定め

た規定に過ぎない。さらに、保険料が一定の保険料期間に発生する保険事故発生の危険の引受けに対する報酬であることから、保険会社が当該保険料期間に対応する未払込保険料の払込みを受けること、または当該保険料期間に対応する既払込保険料を返還しないことは当然のことと考えられる。

また、営業職員が被保険者の病状について了知していたとしても、被保険者が死亡する前に、被保険者またはその親族に対し予め保険料の取扱い等について説明することは不謹慎かつ不適切な行為であったと言わざるをえない。

以上のことから、約款所定の保険料の取扱いについて申立人が主張するような説明義務違反は認められない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会においては、申立書、答弁書等により審理した結果、以下のとおり申立てには理由がないとして、裁定書をもってその理由を明らかにし裁定手続きを終了した。

(1) 約款の合理性の有無

保険契約は保険料期間内に応じた保険事故率等を基に将来を予測して保険料を決定するものであるから、保険料期間の開始後は、保険会社は当該保険期間の保険料全額を請求でき、また一旦受領した保険料を返還する必要はない（保険料不可分の原則）とされている。本件保険約款もこれに従っているもので、不合理な約款であるとは言えない。

また、月払いとの比較も、保険事故発生年のみに着目すれば月払いの方が有利であるが、生命保険は長期にわたるものであり、その利益・不利益の判断をかける単年度の比較にて論ずることには意味がなく、申立人の主張には理由がない。

(2) 説明義務違反について

保険会社は、契約にあたり契約の重要事項について説明する義務があるが、何が重要事項であるかは契約の内容・態様により決まるもので、本件のような団体扱いで給与から天引きする方法を選択することが大半の場合、特に契約者の要求がなければ他の払込方法を説明しなくとも直ちに説明義務違反となるものではない。

また、契約者が契約内容を変更する場合、変更内容の利害得失について保険会社は説明する義務があるが、本件の場合、保険料払込方法の変更から既に 22 年以上経過しており、説明義務違反の事実関係の有無を証拠により判断することは極めて困難で、仮に説明義務違反が認められそのため損害賠償の対象となったとしても、長期間年払いの払込方法により受けた利益を勘案すると、救済を必要とする損失であるとは考えられない。

更に、保険会社は、契約締結後も契約者の経済状態等状況の変化に応じて既存契約の見直しを積極的に契約者に助言指導するまでの義務は負っておらず、自己の状況に応じて適切な契約内容を維持することは基本的に契約者の自己責任に属するものであるから、申立人の夫の死亡直前の時点において、保険会社が月払への変更を助言しなくとも、説明義務違反とはならない。